

行政不服審査法に基づく審査請求の手続について

審査請求【平成28年4月1日以降の処分について】 *新制度

①審査請求人 ●審査請求書の提出

②審査庁（総務課等^{※1}） ●審査請求書の受理

③審理員^{※2}（総務部副参事等）

- 審理手続の実施
- 審理員意見書を作成

③処分庁

- 弁明書の提出（義務）

④審査庁（総務課等^{※1}）

- 審査会への諮問

③審査請求人

- 反論書の提出（任意）
- 口頭意見陳述の申立て（任意）

⑤文京区行政不服審査会^{※2}
（事務局：総務課）

- 審理 ●調査 ●答申の作成

⑤審査庁・審査請求人

- 主張書面又は資料の提出（任意）
- 口頭意見陳述の申立て（任意）

⑥審査庁（総務課等^{※1}）

- 裁決書の作成、審査請求人への郵送

⑦審査請求人 ●裁決書の受領

※1 総務課等…総務課・教育総務課・区議会事務局・監査事務局・選挙管理委員会事務局

※2 審査庁が教育総務課・監査事務局・選挙管理委員会事務局の場合は、審理員制度・行政不服審査会制度の適用はなく、全ての過程を審査庁が対応する。

■審査請求の期間

処分を知った日の翌日から起算して、3か月以内

（例：処分を知った日が「平成28年4月1日」の場合、審査請求の期間は「平成28年7月1日まで」）